

議案第106号

春日部市行政財産の使用料に関する条例の一部改正について

春日部市行政財産の使用料に関する条例を別紙記載のとおり改正する。

平成19年11月26日提出

春日部市長 石 川 良 三

提案理由

春日部市役所本庁舎立体駐車場の使用に係る使用料を定めるため、使用料の納入の規定等を改正したく提案いたします。

春日部市行政財産の使用料に関する条例の一部を改正する条例

春日部市行政財産の使用料に関する条例（平成17年条例第79号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正後の欄の項（以下「改正後の項」という。）に対応する改正前の欄の項が存在しない場合にあっては、当該改正後の項を加える。
- (2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(使用料の納入)</p> <p>第2条 使用の許可を受けた者は、<u>別表第1及び別表第2</u>に定める使用料を納入しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、別表第2に規定する使用料については、当該施設の入場時から30分までの分に係る使用料は徴収しない。</p> <p><u>別表第1</u>（第2条関係）</p>	<p>(使用料の納入)</p> <p>第2条 使用の許可を受けた者は、<u>別表</u>に定める使用料を納入しなければならない。</p> <p><u>別表</u>（第2条関係）</p>

- (3) 別表第1の次に次の別表を加える。

別表第2（第2条関係）

種類	使用の区分	単位	使用料（円）
駐車場	春日部市役所本庁舎立体駐車場普通自動車用1区画	入場時から30分までごとにつき	100

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。